

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
1	住民基本台帳に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

丹波市は、住民基本台帳事務における特定個人情報ファイルを取扱うにあたり、その取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを理解し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置をもって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを、ここに宣言する。

特記事項

住民基本台帳事務では、事務の一部を外部業者に委託している。情報の適切な管理を図るために外部業者と覚書を締結し、法令遵守を徹底させている。

評価実施機関名

丹波市長

公表日

令和8年1月5日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	住民基本台帳に関する事務
②事務の概要	<p>市町村(特別区を含む。)(以下「市町村」という。)が住民を対象とする行政を適切に行い、また、住民の正しい権利を保障するためには、市町村の住民に関する正確な記録が整備されなければならない。</p> <p>住民基本台帳は、住民基本台帳法(以下「住基法」という。)に基づき、作成されるものであり、市町村における住民の届出に関する制度及びその住民たる地位を記録する各種の台帳に関する制度を一元化し、もって、住民の利便を増進するとともに行政の近代化に対応するため、住民に関する記録を正確かつ統一的に行うものであり、市町村において、住民の居住関係の公証、選挙人名簿の登録、その他住民に関する事務の処理の基礎となるものである。</p> <p>また、住基法に基づいて住民基本台帳のネットワーク化を図り、全国共通の本人確認システム(住基ネット)を都道府県と共同して構築している。</p> <p>市町村は、住基法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。</p> <ul style="list-style-type: none">①個人を単位とする住民票を世帯ごとに編成し、住民基本台帳を作成②転入届、転居届、転出届、世帯変更届等の届出又は職権に基づく住民票の記載、消除又は記載の修正③住民基本台帳の正確な記録を確保するための措置④転入届に基づき住民票の記載をした際の転出元市町村に対する通知⑤本人又は同一の世帯に属する者の請求による住民票の写し等の交付⑥住民票の記載事項に変更があった際の都道府県知事に対する通知⑦地方公共団体情報システム機構(以下「機構」という。)への本人確認情報の照会⑧住民からの請求に基づく住民票コードの変更⑨個人番号の通知及び個人番号カードの交付⑩個人番号カード等を用いた本人確認 <p>なお、⑨の「個人番号の通知及び個人番号カードの交付」に係る事務については、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に規定する個人番号、個人番号カード、特定個人情報の提供等に関する命令(平成26年11月20日総務省令第85号)第35条(個人番号通知書、個人番号カード関連事務の委任)により機構に対する事務の一部の委任が認められている。</p> <p>そのため、当該事務においては、事務を委任する機構に対する情報の提供を含めて特定個人情報ファイルを使用する。</p>
③システムの名称	住民基本台帳システム、住基GW、住基ネットCS(住民基本台帳ネットワークシステム)、番号連携サーバ(団体内統合宛名システム)、中間サーバ、コンビニ交付システム、マイナンバーカード管理システム ※後述の「2. 特定個人情報ファイル名」に示す「本人確認情報ファイル」及び「送付先情報ファイル」は、住民基本台帳ネットワークシステムの構成要素のうち、市町村CSにおいて管理がなされているため、以降は、住民基本台帳ネットワークシステムの内の市町村CS部分について記載する。
2. 特定個人情報ファイル名	
(1) 住民基本台帳ファイル (2) 本人確認情報ファイル (3) 送付先情報ファイル	
3. 個人番号の利用	

法令上の根拠	<p>1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法) (平成25年5月31日法律第27号)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第7条(指定及び通知) ・第16条(本人確認の措置) ・第17条(個人番号カードの交付等) <p>2. 住民基本台帳法(住基法)(昭和42年7月25日法律第81号)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第5条(住民基本台帳の備付け) ・第6条(住民基本台帳の作成) ・第7条(住民票の記載事項) ・第8条(住民票の記載等) ・第12条(本人等の請求に係る住民票の写し等の交付) ・第12条の4(本人等の請求に係る住民票の写しの交付の特例) ・第14条(住民基本台帳の正確な記録を確保するための措置) ・第22条(転入届) ・第24条の2(個人番号カードの交付を受けている者等に関する転入届の特例) ・第30条の6(市町村長から都道府県知事への本人確認情報の通知等) ・第30条の10(通知都道府県の区域内の市町村の執行機関への本人確認情報の提供) ・第30条の12(通知都道府県以外の都道府県の区域内の市町村の執行機関への本人確認情報の提供)
--------	--

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携

①実施の有無	<p>[実施する]</p> <p><選択肢></p> <p>1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</p>
②法令上の根拠	<p>・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び同号に基づく主務省令第2条の表 (番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表における情報提供の根拠) :第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(利用特定個人情報)に「住民票関係情報」が含まれる項 (1、2、3、5、7、11、13、15、20、28、37、39、48、53、57、58、59、63、65、66、69、73、75、76、81、83、84、86、87、91、92、96、106、108、110、112、115、118、124、129、130、132、136、137、138、141、142、144、149、150、151、152、155、156、158、160、163、164、165、166の項) (番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表における情報照会の根拠) :なし (住民基本台帳に関する事務において情報提供ネットワークシステムによる情報照会は行わない)</p>

5. 評価実施機関における担当部署

①部署	丹波市 生活環境部 市民安全課
②所属長の役職名	市民安全課長

6. 他の評価実施機関

--	--

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求

請求先	〒669-3692 兵庫県丹波市氷上町成松字甲賀1番地 丹波市 ふるさと創造部 総合政策課
-----	--

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ

連絡先	〒669-3692 兵庫県丹波市氷上町成松字甲賀1番地 丹波市 生活環境部 市民安全課
-----	--

9. 規則第9条第2項の適用

[]適用した

適用した理由	-
--------	---

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年12月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年12月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]	<選択肢>	1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[○]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		[○]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[]接続しない(入手) []接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去

特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[<input type="checkbox"/> 十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
-----------------------------	------------------------------------	---

8. 人手を介在させる作業

[人手を介在させる作業はない]

人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[<input type="checkbox"/> 十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、マイナンバー登録や副本登録の際には、本人からのマイナンバー取得の徹底や、住基ネット照会を行う際には4情報又は住所を含む3情報による照会を行うことを厳守している。また、文書管理事務では、上記のほか、下記の局面で特定個人情報の取扱いに関して手作業が介在するが、いずれの局面においても複数人での確認を行うようにしており、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。	

9. 監査

実施の有無	[<input checked="" type="radio"/> 自己点検]	[<input type="checkbox"/> 内部監査]	[<input type="checkbox"/> 外部監査]
-------	---	-----------------------------------	-----------------------------------

10. 従業者に対する教育・啓発

従業者に対する教育・啓発	[<input type="checkbox"/> 十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
--------------	---------------------------------------	---

11. 最も優先度が高いと考えられる対策

[全項目評価又は重点項目評価を実施する]

最も優先度が高いと考えられる対策	[<input type="checkbox"/> 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策]
<選択肢>	

1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策
2) 目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策
3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策
4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策
5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)
6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策
7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策
8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策
9) 従業者に対する教育・啓発

当該対策は十分か【再掲】	[<input type="checkbox"/> 十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
--------------	------------------------------------	---

判断の根拠	マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、漏えい・滅失・毀損を防ぐための物理的安全管理措置、技術的安全管理措置等を講じるとともに、万が一情報漏洩等の事案が発生した場合の対応について職員研修を実施しており、特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分であると考えられる。	
-------	--	--

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年6月1日	I-1. 特定個人情報ファイルを取扱う事務 ③システム名	住民基本台帳システム、住基GW、住基ネットCS(住民基本台帳ネットワークシステム)、番号連携サーバ(団体内統合宛名システム)、中間サーバ	住民基本台帳システム、住基GW、住基ネットCS(住民基本台帳ネットワークシステム)、番号連携サーバ(団体内統合宛名システム)、中間サーバ、コンビニ交付システム	事前	平成29年11月1日サービス開始予定のコンビニ交付システムの追加修正
平成29年6月1日	I-5. 評価実施期間における担当部署	丹波市 生活環境部 市民課	丹波市 生活環境部 市民環境課	事後	組織変更に伴うものであるため、重要な変更に該当しない。
平成29年6月1日	I-5. 評価実施期間における担当部署 ②所属長	市民課 課長 高見広幸	市民環境課 課長 加藤恵康	事後	組織変更に伴うものであるため、重要な変更に該当しない。
平成29年6月1日	I-8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問い合わせ連絡先	〒669-3692 兵庫県丹波市水上町成松字甲賀1番地 丹波市 生活環境部 市民課	〒669-3692 兵庫県丹波市水上町成松字甲賀1番地 丹波市 生活環境部 市民環境課	事後	組織変更に伴うものであるため、重要な変更に該当しない。
平成29年6月1日	II-1. 対象人数 いつ時点の係数か	平成27年7月31日 時点	平成29年5月1日 時点	事前	特定個人情報保護評価書の定期的な見直し作業に伴う修正
平成29年6月1日	II-2. 取扱数 いつ時点の係数か	平成27年7月31日 時点	平成29年5月1日 時点	事前	特定個人情報保護評価書の定期的な見直し作業に伴う修正
平成30年6月1日	II-1. 対象人数 いつ時点の係数か	平成29年5月1日 時点	平成30年5月1日 時点	事前	特定個人情報保護評価書の定期的な見直し作業に伴う修正
平成30年6月1日	II-2. 取扱数 いつ時点の係数か	平成29年5月1日 時点	平成30年5月1日 時点	事前	特定個人情報保護評価書の定期的な見直し作業に伴う修正
令和1年6月1日	I-5. 評価実施期間における担当部署 ①部署	丹波市 生活環境部 市民環境課	丹波市 生活環境部 市民課	事後	組織変更に伴うものであるため、重要な変更に該当しない。
令和1年6月1日	I-7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求請求先	〒669-3692 兵庫県丹波市水上町成松字甲賀1番地 丹波市 企画総務部 総務課	〒669-3692 兵庫県丹波市水上町成松字甲賀1番地 丹波市 企画総務部 総合政策課	事後	組織変更に伴うものであるため、重要な変更に該当しない。
令和1年6月1日	I-8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問い合わせ連絡先	〒669-3692 兵庫県丹波市水上町成松字甲賀1番地 丹波市 生活環境部 市民環境課	〒669-3692 兵庫県丹波市水上町成松字甲賀1番地 丹波市 生活環境部 市民課	事後	組織変更に伴うものであるため、重要な変更に該当しない。
令和1年6月1日	II-1. 対象人数 いつ時点の係数か	平成30年5月1日 時点	令和元年5月1日 時点	事前	特定個人情報保護評価書の定期的な見直し作業に伴う修正
令和1年6月1日	II-2. 取扱数 いつ時点の係数か	平成30年5月1日 時点	令和元年5月1日 時点	事前	特定個人情報保護評価書の定期的な見直し作業に伴う修正
令和1年6月1日	新様式への変更				
令和1年10月15日	評価の再実施				
令和2年6月1日	評価の再実施				
令和3年6月21日	I-4. ②法令上の根拠	番号法第19条第7号	番号法第19条第8号	事前	令和3年9月1日施行の法改正に伴うもの
令和7年4月1日	I-1 ②事務の概要	(略) なお、⑨の「個人番号の通知及び個人番号カードの交付に係る事務については、行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に規定する個人番号、個人番号カードの交付に係る事務等に関する命令(平成26年11月20日総務省令第85号)第25条(個人番号通知書、個人番号カード関連事務の委任)により機構に対する事務の一部の委任が認められている。 そのため、当該事務においては、事務を委任する機構に対する情報の提供を含めて特定個人情報ファイルを使用する。	(略) なお、⑨の「個人番号の通知及び個人番号カードの交付に係る事務については、行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に規定する個人番号、個人番号カードの交付に係る事務等に関する命令(平成26年11月20日総務省令第85号)第25条(個人番号通知書、個人番号カード関連事務の委任)により機構に対する事務の一部の委任が認められている。 そのため、当該事務においては、事務を委任する機構に対する情報の提供を含めて特定個人情報ファイルを使用する	事後	該修正のため
令和7年4月1日	I-1 ③システムの名称	住民基本台帳システム、住基GW、住基ネットCS(住民基本台帳ネットワークシステム)、番号連携サーバ(団体内統合宛名システム)、中間サーバ、コンビニ交付システム	住民基本台帳システム、住基GW、住基ネットCS(住民基本台帳ネットワークシステム)、番号連携サーバ(団体内統合宛名システム)、中間サーバ、コンビニ交付システム、マイナンバーカード管理システム	事後	利用システムの追加による修正
令和7年4月1日	I-4 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 (別表第二における情報照会の根拠) 第三種(情報提供者が市町村長の項のうち、第四欄(特定個人情報)「住民票開録係報」が記載される1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、23、27、30、31、34、35、37、38、39、40、42、48、53、54、57、59、61、62、66、67、70、74、77、80、84、8502、89、91、92、94、96、97、101、102、103、105、106、107、108、111、112、113、114、116、117、120の項) (別表第二における情報照会の根拠) なし (住民基本台帳に関する事務において情報提供ネットワークシステムによる情報照会は行われない)	・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 (番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表における情報提供の根拠) 第三種(情報提供者が市町村長の項のうち、第四欄(特定個人情報)「住民票開録係報」が記載される頃のうち、13、15、20、28、37、7、38、39、40、42、48、53、54、57、59、61、62、66、67、70、74、77、80、84、8502、89、91、92、94、96、97、101、102、103、105、106、107、108、111、112、113、114、116、117、120の項) (番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表における情報照会の根拠) なし	事後	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律(令和5年法律第48号)による別表第2の削除及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 第十九条第一項に基づく利用特権の根拠を規定する手続命令(令和5年デジタル行政省令第6号)への移行が行われたため。
令和7年4月1日	I-5 評価実施における担当部署	①部署 丹波市 生活環境部 市民課 ②所属長の役職名 市民課長	①部署 丹波市 生活環境部 市民安全課 ②所属長の役職名 市民安全課長	事前	変更組織変更に伴うものであるため、重要な変更に該当しない。
令和7年4月1日	I-8 特定個人情報ファイルの取扱いに対する問い合わせ	〒669-3692 兵庫県丹波市水上町成松字甲賀1番地 丹波市 生活環境部 市民課	〒669-3692 兵庫県丹波市水上町成松字甲賀1番地 丹波市 生活環境部 市民安全課	事前	変更組織変更に伴うものであるため、重要な変更に該当しない。
令和7年4月1日	II-5. きめ細断項目 評価対象の人数は何人か (いつ時点の係数か)	令和1年10月1日 時点	令和7年3月1日 時点	事後	特定個人情報保護評価書の定期的な見直し作業に伴う修正
令和7年4月1日	II-6. きめ細断項目 特定個人情報ファイル取扱 差別は500人以上か(いつ時点の係数か)	令和1年10月1日 時点	令和7年3月1日 時点	事後	特定個人情報保護評価書の定期的な見直し作業に伴う修正
令和7年4月1日	I-9 規則第6条第2項の適用	-	-	事後	特定個人情報保護評価書の定期的な見直し作業に伴う修正
令和7年4月1日	IV-1. パッケージ ⑧ 人手を介さざる作業 ⑪ 最低生産量(高)(レターパック)	-	別紙評価書のとおり	事後	特定個人情報保護評価書の定期的な見直し作業に伴う修正
令和8年1月5日	II-5. きめ細断項目 評価対象の人数何人か 評価対象の件数何件か	令和7年3月1日 時点	令和7年12月1日 時点	事後	特定個人情報保護評価書の定期的な見直し作業に伴う修正
令和8年1月5日	II-6. きめ細断項目 特定個人情報ファイル取扱 差別は500人以上か(いつ時点の係数か)	令和7年3月1日 時点	令和7年12月1日 時点	事後	特定個人情報保護評価書の定期的な見直し作業に伴う修正